

大

館

市

農業委員会 だより

第64号

平成29年1月15日発行



農地パトロール出発式

農業委員 活動中!

写真上段左・下段右：
水稲作柄調査

写真上段右：
東北・北海道活性化フォーラム
(秋田市)

写真下段左：
農地パトロール研修会





大館市農業委員会
会長 糸屋 由衛門

新年あけましておめでとうございませう。

顧みれば昨年は、四月に熊本地震が発生し、八月から九月には日本中が台風に見舞われ多種多様な被害を受けた一年でありましたが、幸いにも本市において大きな被害はありませんでした。被災者と被災地に対して改めて衷心よりお悔やみを申し上げます。

さて、改正農業委員会法が昨

年四月一日に施行され、本市農業委員会は本年七月二十日から新制度に基づく農業委員会に移行することになっており、現在、新農業委員及び新たに設置される農地利用最適化推進委員の推薦・公募に向けた準備を進めている所であります。

の発効は事実上困難な状況となりました。しかし、本市の農業に関してはT P Pの発効に関わらず解決しなければならぬ課題は本質的には変わらないと思っております。さらに、農業は消費者に食糧を供給するのみならず、国土の保全、水源の涵養等、多様な機能を有しており、単に生産コストや効率性のみで論じられるものではないと思っております。

今年も目まぐるしく変わる農政に、農業者の公的機関として、公正性・公平性及び透明性・中立性をもって山積する諸問題に取り組み、農業の持続的発展に努力してまいります。皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この一年が皆様にとりましてご多幸でありますようにご祈念申し上げます。新年の挨拶といたします。

遊休農地解消に向けて 固定資産税の課税が強化されます

○対象となる農地は

対象となる農地は、農地法に基づいて農業委員会が所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地です。なお、協議勧告は機構への貸し付けの意思を表明せず、耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定されます。

○課税強化の手法は

通常の農地の固定資産税の評価額の一・八倍になります。

○実施時期は

平成二十九年度から実施されます。毎年一月一日時点で協議勧告が行われている場合が対象となりますので、平成二十九年度は平成二十九年一月一日が基準日となります。

農地中間管理機構に貸し付けた農地は
平成二十九年度から固定資産税の課税が減免される場合があります

○対象者は

平成二十八年四月一日以降に、所有するすべての農地（十アール未満の自作地を除く）を農地中間管理機構に十年以上で貸し付けた方に限ります。

○課税軽減の手法は

平成二十八年四月一日以降に農地中間管理機構に貸し付けた農地に係る固定資産税を次の期間中二分の一に軽減します。

- ①十五年以上の貸付期間………五年間
- ②十年以上十五年未満の貸付期間………三年間

○実施時期は

平成二十九年度から実施されます。

お問い合わせは大館市農業委員会まで

～農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します～

農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員の選出方法が、これまでの「選挙制」と「選任制」の併用から、議会の同意を要件とする、市長の「任命制」へ変更されました。また、農地等の利用の最適化の推進などを職務とする農地利用最適化推進委員が新たに設置されることになりました。ついては、次のとおり次期農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します。

1 【募集人数】

- 農業委員 19人
(農地利用最適化推進委員へも推薦又は応募することができますが、両方を兼ねることは出来ません。)
- 農地利用最適化推進委員 18人

2 【任期】

- 農業委員 平成29年7月20日～平成32年7月19日(3年間)
- 農地利用最適化推進委員 委嘱された日～平成32年7月19日(3年間)

3 【身分】

- 大館市の特別職の非常勤職員

4 【報酬の額】

- 農業委員 月額35,000円
- 農地利用最適化推進委員 月額25,000円

5 【主な業務内容】

- 農業委員は、農業委員会の会議に出席し、農地法や他の法令に基づく、農地の権利移動や転用に係る許可等の審議を行います。
- 農地利用最適化推進委員は担当地域において、農地の利用集積・集約化・耕作放棄地の発生防止等の現場活動を行います。

6 【応募資格】

- 推薦を受ける者及び応募者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項について、その職務を適切に行うことができる方。ただし、次のいずれかに該当する場合は、応募ができません。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 推薦を受ける者及び応募者が暴力団員である者又は暴力団員と関わりのある者

7 【推薦及び応募方法】

- (1) 募集要項、推薦及び応募用紙の配付
 - ・配布期間 平成29年2月17日(金曜日)～平成29年3月28日(火曜日)
 - ・配布場所 大館市農業委員会事務局、比内・田代総合支所(地域振興係)
- (2) 推薦及び応募書類の提出方法
 - ・提出方法 大館市農業委員会事務局へ持参または郵送
 - ・受付期間 平成29年2月27日(月曜日)～平成29年3月28日(火曜日)
 - ・受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで

※郵送の場合は、期日必着 ※持参の場合は、上記受付期間中の平日

※提出された推薦及び応募書類は返却しません

大館市農地賃借料情報

平成21年度の農地法の改正により、従来の標準小作料は廃止され、代わりに賃借料の目安となるよう農業委員会が実勢の農地賃借料情報を提供することになりました。

平成28年1月から12月までに締結(公告)された農地の賃貸借における、賃借料水準(10a当たり)は次のとおりとなっていますので、貸借の際の参考としてください。

【田の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数	
大館地域	大館	8,921円	13,000円	5,000円	461
	釈迦内	9,393円	13,000円	4,985円	304
	長木	7,907円	13,000円	5,400円	524
	上川沿	8,923円	14,580円	5,400円	240
	下川沿	10,566円	16,200円	3,240円	313
	真中	11,690円	16,200円	5,000円	305
	二井田	10,469円	17,820円	4,000円	539
	十二所	7,415円	13,000円	3,600円	448
	花矢	7,759円	13,000円	3,000円	361
比内地域	8,756円	14,760円	3,640円	840	
田代地域	8,174円	13,500円	3,000円	556	
(参考)市全域平均	8,953円	—	—	4,891	

【畑の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
市全域	6,681円	10,800円	2,000円	88

- データ数は、集計に用いた筆数です。
- 物納の場合、米1俵(60kg)当たり10,800円で算定しています。
- この数値は、参考として情報提供するものであり、実際の賃借料は、農地の条件等により異なります。
- 田の部の「市全域平均」の額は、各地区の平均値をデータ数に基づき加重平均した数字です。
- 「畑」には、樹園地を含みます。

農地を相続したら届出を

相続で農地を取得した時は、農業委員会に届出することになっています。

忘れずに農業委員会事務局まで届出をお願いします。



全国農業新聞

発行：毎週金曜日・自宅直送
B3版8～10ページ
購読料：月700円(送料とも)
お申し込みは農業委員会事務局まで

農家相談デー開催します

2月に各公民館を会場に農家相談デーを開催します。日程・会場等の詳細は広報おおだて2月号でお知らせします。農地についての相談があれば、お気軽にお越しください。

水稲作柄調査を実施

今年度の水稲作柄調査は九月九日、委員三十二名が参加し昨年と同じ地域、達子、大茂内、松峰、山瀬、板沢の市内五か所の圃場で行われました。

調査終了後は比内公民館で調査検討会を開催し、北秋田地域振興局より夏の高温による影響は水管理である程度抑えられたこと、懸念されたカメムシ等病害虫の発生が少なかったことなどを踏まえた県北地域の作柄の概況について報告を受け、調査内容の検討が行われた結果、収穫品質ともに平年を上回る「やや良」と総合判断されました。

また、調査の途中「土を使わない野菜作りの植物工場(バイテックファーム大館)」の視察と荒廃農地や遊休化の恐れのある農地についても視察を行い、先進の農業技術と非農地判断基準の確認など



研修いたしました。

農地パトロールを実施

遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策や、農地の違反転用の防止・早期発見等を目的に本年度は、九月九日、比内公民館において農地パトロール推進会議及び出発式を行い、調査期間を九月九日から十月七日までとして、各地域において集中的に農地の利用状況等について調査を行いました。

この調査で遊休農地、または遊休農地の恐れが

ある農地の所有者の方へ「農用地利用意向調査」を行い、今後の農地の活用について実態把握することとしております。

今後も、農業情勢の現状と課題を整理するとともに、遊休農地の発生防止・解消対策、違反転用発生防止対策に取り組んでまいります。

遊休農地や違反転用などの発生を未然に防止し、今後も農地が農地として有効活用されるよう、農家の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



大館樹海ドームで農家相談デー開催

昨年の十月二十二日、二十三日の二日間にわたり、大館樹海ドームで開催された大館圏域産業祭内で「農家相談デー」を開催しました。

多くの農家の方が来場する産業祭で開催するのは今回で三回目となる「農家相談デー」ですが、相談などでブースを訪れる方が回を重ねることに増えており、農業委員会としても「農家相談デー」が農家の方との接点として機能しているものと考えています。

相談員は、農業振興小委員会に所属する農業委員十三人が担当し、相談内容としては、農地の売買や貸借、相続、贈与、農地転用、農業者年金に関することや遊休農地に関する相談が寄せられました。また、農地中間管理事業を更に推進するた

めに、秋田県農業公社の職員も相談員として会場に駆けつけ、事業内容の説明のほか、アンケートなどを実施して事業のPRを行っていました。私たち農業委員会は、農家の皆様の身近な組織を目指して活動しています。二月には比内・田代支所や地区公民館でも農家相談デーを開催する予定ですので、農地に関することなどわからぬことがありましたら、ぜひご利用ください。



こんなときは…

農地を転用したい

農地に住宅を建てたい

農地に工場を建設したい

農地を駐車場にしたい

たとえば…

こんな場合には、
転用許可
が必要です。

農地を農地以外の用途に使用することを農地の「転用」といいます。転用するためには、事前に県知事の許可（その面積が4haを超える場合は農林水産大臣の許可）を受ける必要があります。

自分が所有している農地を自分で転用する場合

農地法第4条の許可が必要

自分が所有している農地を転用目的で他人に売渡し、あるいは貸し付けるなど権利の移転、設定等をする場合

農地法第5条の許可が必要

このように、自分の所有している農地でも許可を受けなければ転用できません。また、一時的な資材置場としての利用など、たとえ短期間の転用でも、事前に許可を受ける必要があります。

許可を受けずに転用したり、許可の内容と異なる目的に転用した場合には、工事の中止等を命じられることがあり、また、罰せられることもあります。

全国的に、許可を受けずに行われる「無断転用」が後を絶ちません。

貴重な農地を守り後世に引き継ぐためにも、無断転用や農地への不法投棄などを見かけたら、農業委員会までご連絡をお願いします。

農地を売りたい、買いたい

農地の売買には、農地法第3条による許可が必要です。

項目	内容
要件	・買い受ける方の耕作面積が10a以上（新規買入分を含む。）である必要があります。
手続き	手続きには下記の書類等が必要です。 ・土地の全部事項証明書（法務局で入手してください。） ・売渡人の印鑑証明書、実印 ・買受人の住民票抄本の写し、認印可

※農地を農地以外の目的で使用するために、貸借・売買する場合は、転用許可を受ける必要があります。

手続きをお忘れなく!

農地を貸したい、借りたい

農地を貸し借りするための手続きには次の方法がありますので、要件等に合わせてお選び願います。

(1) 農地法第3条による貸借

項目	内容
要件	・借り受ける方の耕作面積が10a以上（新規借入分を含む。）である必要があります。
手続き	手続きには、次の書類等が必要です。 ・土地の全部事項証明書（法務局で入手してください。） ・貸し人の印鑑証明書、実印 ・借り人の住民票抄本の写し、認印可
契約期間	・期間満了前一定期間内に更新拒絶の通知をしない限り、従前と同一条件でさらに契約更新したものとみなされます。
賃借料	・賃借料情報等を参考にいただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	・許可日から効力が発生します。

(2) 利用権設定

項目	内容
要件	・借り受ける方は { 概ね年齢が65歳以下 } であることが { 耕作面積が2.6ha以上（新規借入分を含む。） } 必要です。
手続き	・両者の印鑑（認印）のみで手続きできます。
契約期間	・契約期間は3年、6年、10年から選んでいただき、期間満了時に農地は返却されます。 ・再契約すれば継続できます。
賃借料	・賃借料情報等を参考にいただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	・公告日から効力が発生します。

(3) 農地中間管理機構による貸借

項目	内容
事業概要	・この事業は、農地を貸したい方から「農地中間管理機構」が農地を借り入れ、公募に応募し公表された借り手農家に、まとまった農地を貸し付けるものです。
手続き	・農地を貸したい方は、貸し付け希望農地の固定資産税明細書等をお持ちのうえ、農業委員会へご相談ください。随時受け付けています。 ・農地を借りたい方は、公募する「応募者リスト」に掲載されている必要があります。応募方法は、大館市農林課・JAあきた北へご相談ください。
契約について	・農地中間管理機構に10年以上貸し付け、農地中間管理機構から借り手に貸し付けられた場合、機構集積協力が交付される制度があります。
賃借料	・賃借料情報等を参考にいただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	・公告日から効力が発生します。

農業者のみなさん、 老後の備えは万全ですか？

農業者年金は、農業者のための公的な積立年金です。二十歳以上六十歳未満の国民年金の第一号被保険者である農業者なら、誰でも加入できます。積立年金だから、将来の受給者や加入者の数に左右されることがなく安心です。老後の備えは、「国民年金」プラス「農業者年金」で、安心して豊かな生活を送りませぬか。

◎少子高齢時代に強い年金です

自ら納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資として積み立て、この年金原資の額に応じて年金額が決まる確定拠出型の年金です。加入者や受給者の数に左右されにくい年金制度です。

◎保険料は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、月額二万円から六万七千円までの間で千円単位で自由に選択できます。

◎終身で80歳までの保証付きです

年金は生涯支給されます。仮に八十歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から八十歳までに受け取れるはずであった相当の金額が死亡一時金として遺族に支給されます。

◎公的年金ならではの税制上の優遇があります
◎担い手には政策支援(国庫補助)があります

若い農業者のみなさんへ

政策支援加入(保険料の国庫補助)で
老後の安心を!

保険料の負担が大きいという方は、政策支援加入で、保険料の国庫補助が受けられます。



◆保険料の国庫補助対象者と補助額◆

区分	必要な条件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者		
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者		
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者		—

※ 国庫補助額の割合は月額2万円に対する割合です。
※ 区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系単属である必要があります。



◆農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算◆

加入年齢	納付期間	通常加入の場合		政策支援を受けて加入の場合				
		保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額(年間)	保険料本人負担分総額	支給総計(年間)	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額	
20歳	40年	960万円	男性	79万円	744万円	80万円	57万円	23万円
			女性	66万円		67万円	48万円	19万円
30歳	30年	720万円	男性	52万円	588万円	53万円	41万円	12万円
			女性	44万円		44万円	34万円	10万円
35歳	25年	600万円	男性	41万円	528万円	41万円	35万円	6万円
			女性	35万円		35万円	30万円	5万円

(注)この試算は、通常加入で保険料月額2万円加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.50%となった場合の試算です。
予定利率は、毎年度農林水産省告示により定められ平成28年度は0.50%です。
(各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致していません。)

年金を受給するには？

- ①年金は、国庫補助分を除いた本人負担分についての年金(農業者老齢年金)は、65歳から受給できます。60歳からの繰上げもできます。
- ②国庫補助分についての年金(特例付加年金)を受給するためには、60歳までに、保険料納付を20年以上(※)行った上で、後継者又は第三者に「経営継承」することが必要です。

※保険料納付済み期間には、農業者年金加入者が一定期間厚生年金に加入していた等のいわゆる「カラ期間」を含みます。

お問い合わせ 独立行政法人農業者年金基金
Tel: 03-3502-3942(企画調整室)

農業者年金へのご加入については、
農業委員会へご相談ください。(電話: 43-7129)